重要事項説明書

（訪問看護）

利用者：　　様

事業者：アルスタ訪問看護ステーション

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社 Livrun
主たる事務所の所在地	〒064-0805 北海道札幌市中央区南5条西15丁目2-3-503
代表者（職名・氏名）	代表　星野　貴輝
設立年月日	2026年1月15日
電話番号	070-8585-5978

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	アルスタ訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護
事業所の所在地	〒003-0809北海道札幌市白石区菊水9条1丁目2-12　エスビーハイツテン 305号
電話番号	070-8585-5978
指定年月日・事業所番号	2026年4月1日指定
管理者の氏名	田之岡　舞
通常の事業の実施地域	札幌市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

　訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、看護師等その他省令で定める者が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始 （12月29日から1月3日）ただし、必要に応じて訪問可能
営業時間	午前9時から午後18時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤　3人、非常勤　0人	理学療法士	常勤　2人、 非常勤　0人
准看護師	常勤　0人、非常勤　0人	作業療法士	常勤　0人、 非常勤　0人
保健師	常勤　0人、非常勤　0人	言語聴覚士	常勤　0人、 非常勤　0人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管　理　者　　田之岡　舞

8. 利用料

■ 医療保険

【基本部分（訪問看護ステーション）】

訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（看護師・理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降(看護師)	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降(理学療法士)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
専門研修を受けた看護師（※）の場合	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅱ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問（2人目まで）	看護師の場合（週3日目まで）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師の場合（週4日目以降）	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士等の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一建物居住者への複数訪問(3人目以上)	看護師の場合	2,780円	278円	556円	834円
	看護師の場合（週4日目以降）	3,280円	328円	656円	984円
	理学療法士等の場合(週3日目まで)	2,780円	278円	556円	834円
専門研修を受けた看護師（※）との同行訪問	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※同一日に同一建物で利用者様３名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合　1月につき	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日の訪問の場合　1月につき	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日の訪問の場合　1月につき	8,700円	870円	1,740円	2,610円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合　1月につき	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合　1月につき	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降の場合　1月につき	2,500円	250円	500円	750円

基本療養費に追加される加算

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回／訪問者2人まで		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回／訪問者3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上／訪問者2人まで		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上／訪問者3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算（6歳未満）	厚生労働大臣が定める者		1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合		1,300円	130円	260円	390円
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算（6～8時／18～22時）			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22時～6時）			4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理 を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管 理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,00円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費3	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円

(1)介護保険証をお持ちの方でも、厚生労働省の指定する疾患(※該当者)や特別訪問看護指示書の交付の方は、医療保険での訪問となります。
(2) 医師の指示に基づき、週3回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合、特別訪問看護指示書交付の方は訪問回数の制限はありません。
※24時間対応体制加算は、利用者又はその家族に対して 24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

■ 介護保険

　サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の１割（一定以上の所得のある方は２割又は３割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分（訪問看護ステーション）】
＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	単位数 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担10割)
20分未満	314単位	320円	628円	3,205円
20分以上30分未満	471単位	480円	961円	4,808円
30分以上1時間未満	823単位	840円	1,680円	8,402円
1時間以上1時間30分未満	1128単位	1,151円	2,303円	11,516円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	単位数 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担10割)
20分	294単位	300円	600円	3,001円
40分	588単位	600円	1,200円	6,003円
60分	792単位	808円	1,617円	8,086円

（注1）　上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
（注2）　上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

介護予防訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】
＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	単位数 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担10割）
20分未満	303単位	309円	618円	3,093円
20分以上30分未満	451単位	460円	920円	4,604円
30分以上1時間未満	794単位	810円	1,621円	8,106円
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,112円	2,225円	11,128円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	単位数 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担10割)
20分	284単位	289円	579円	2,889円
40分	568単位	579円	1,159円	5,799円
60分	426単位	434円	869円	4,349円

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額			
		単位数	利用者負担金		
			自己負担1割	自己負担2割	自己負担10割
初回加算（Ⅰ）	退院(所)した日に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	350単位	357円	714円	3,573円
初回加算（Ⅱ）	退院(所)した翌日以降に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	300単位	306円	612円	3,063円
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	基本利用料の25％	左記額の1割	左記額の2割	左記額同様
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	基本利用料の50％	左記額の1割	左記額の2割	左記額同様
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	254単位	259円	518円	2,593円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	402単位	410円	820円	4,104円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	300単位	306円	612円	3,063円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り）	600単位	612円	1,225円	6,126円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（訪問看護ステーション）	以下の基準の全てに適合する場合 1.利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2.緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	600単位	612円	1,225円	6,126円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（訪問看護ステーション）	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の1.に該当するものであること。	574単位	586円	1,172円	5,860円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	500単位	510円	1,021円	5,105円
特別管理加算Ⅱ		250単位	255円	510円	2,552円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（1月に1回に限り）	250単位	252円	510円	2,552円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（1月に1回に限り）	250単位	252円	510円	2,552円

ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	2,500単位	2,552円	5,105円	25,525円
口腔連携強化加算	当該加算の体制を満たす場合（1月に1回に限り）	50単位	51円	102円	510円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	6単位	6円	12円	61円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	3単位	3円	6円	30円

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。
※ 地域区分別の単価（7級地10.21円）を含んでいます。

（1）　キャンセル料

　利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	発生しません
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（2）　支払い方法

　上記（1）及から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

　なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、14日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日 （土日祝日の場合、翌営業日にて引落） 収納代行会社:三井住友カード株式会社

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	代表　星野 貴輝

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、５年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性‥‥‥直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

②非代替性‥‥身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

③一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 札幌市白石区役所 健康福祉課　相談担当係	所 在 地　札幌市白石区南郷通1丁目8-1 電話番号　(直通)　011-861-2451 ﾌｧｯｸｽ番号　(直通)　011-861-2608 受付時間　9:00～17:30(土日祝は休み)
【家族等緊急連絡先】	氏　　名　　続柄 住　　所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤　務　先

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	サービス実施時における、利用者の身体または物品等の事故に対する補償

13. 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

15. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16. 業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. サービス提供に関する相談、苦情について

（1）苦情処理の体制及び手順

1. 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

2. 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

※指定申請時に提出された「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき記載してください。

（2）苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 看護訪問ステーション　アルスタ	所 在 地　北海道札幌市白石区菊水9条1丁目2-12-305 電話番号　070-8585-5978 ﾌｧｯｸｽ番号　011-351-2778 受付時間　9:00～18:00(土日祝は休み)
【市町村（保険者）の窓口】 札幌市白石区役所 健康福祉課　相談担当係	所 在 地　札幌市白石区南郷通1丁目8-1 電話番号　(直通)　011-861-2451 ﾌｧｯｸｽ番号　(直通)　011-861-2608 受付時間　9:00～17:30(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 北海道国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所 在 地　札幌市中央区南2条西14丁目 国民会館 電話番号　011-231-5715 受付時間　9:00～17:00（土日祝は休み）

年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

アルスタ訪問看護ステーション

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

サービス契約提携にあたり、本書面に基づいて重要事項について文書で説明を受けました。

利用者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族または後見人・代理人（続柄　　）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事 業 者】北海道札幌市中央区南5条西15丁目2-3-503
合同会社Livrun
代表社員　　星野　貴輝
【事 業 所】札幌市白石区菊水9条1丁目2-12-305
アルスタ訪問看護ステーション　　（指定番号 0160592531）